

様式A

鳥栖駅西広場の使用に係る確認書

鳥栖駅西広場を使用するにあたり、鳥栖駅西広場条例、鳥栖駅西広場条例施行規則及び鳥栖駅西広場の使用の許可に関する基準を順守し、以下の☑項目について確認いたします。

記

- 1. 自らの行為により次に掲げる損害を与えた場合、全額損害を賠償します。
  - (1) 施設設備を破損した場合
  - (2) その他、自らの言動に起因して生じた損害、事故補償等が生じた場合
- 2. 広場の使用に関しては、すべて広場管理者の指示に従い、許可内容と相違して使用しません。
- 3. 騒音等で周囲に迷惑を及ぼすことがないように注意します。
- 4. 広場管理者から是正を求められた場合は速やかに対応し、中止を求められた場合には即刻イベント等を中止します。また、イベント等を中止したとき若しくは条例第8条の規定により許可を取り消されたときは、ただちに申請者の費用をもって、現状に回復します。
- 5. 音響機材を使用（音楽演奏、BGM再生等）できる時間は、原則午前10時から午後9時までの間とします。
- 6. 下水道設備を使用する場合、固形物や油分を含むものは汚水枡に流しません。また、固形物や油分を含む汚水を流し汚水管が詰まった場合には、清掃費等の機能復旧にかかった費用を負担します。

令和 年 月 日

鳥栖駅西広場管理者 様

申請者 住 所  
団体名  
氏 名（署名）